

■性能向上加算工事について

- ①性能向上を目的とする工事に要する経費が20万円(消費税込み)以上の場合に対象となります。
- ②加算補助の対象となる工事には、工事完了後の写真では工事内容が確認できないものがあります。
その際は、工事施工中の様子が確認できる写真を完了報告時に提出してください(断熱材の設置など)。
- ③申請者ご自身で写真を撮るのが難しい工事箇所については施工業者に撮影を依頼してください。
- ④写真の提出がなく、工事内容を確認できない場合は補助対象の経費として認められませんのでご注意ください。

《加算補助の対象となる工事の具体例》

工事	内容
省エネ工事	<p>断熱改修工事等で省エネ率が向上する工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 床・壁・天井・屋根への繊維系断熱材や発泡プラスチック系断熱材設置工事など ● 内窓設置工事、外窓設置工事、複層ガラス設置工事、断熱サッシ複層ガラス設置工事、ドア交換工事など
耐震改修工事	<p>基礎・壁等の耐震性能向上のための補強工事(軽微なものも含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 筋交い・構造用合板を張って強い壁を増やす工事 ● 壁をバランスよく配置する工事 ● 屋根を軽くする工事(瓦屋根から金属屋根への葺き替え) ● 柱と梁、柱と筋交いを金物で緊結する工事 ● 無筋基礎の有筋化工事 ● 土台や柱などの木材で、腐朽・劣化した部材を交換する工事 <p>※木造住宅耐震改修事業補助金(建築指導課)を利用している工事箇所は補助対象外</p>
バリアフリー工事	<p>床等の段差解消工事、手すり設置工事、廊下拡張工事及びその他バリアフリーに関する工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 床等の段差解消工事(スロープの設置、畳からフローリングへの改修) ● 手すり設置工事 ● 廊下幅の拡張工事 ● 引き戸等への扉の取替え、引き戸等の新設 ● 和式便器から洋式便器への改修、浴室の段差解消工事 <p>※増築部分、建物外は不可</p> <p>※高齢者住宅改造補助費補助金(健康長寿課)を利用している工事箇所、及び住宅改修費給付事業・重度身体障害者(児)住宅改造費補助金(福祉課)を利用している工事箇所は補助対象外</p>
防犯工事	<p>防犯性能の高い建物部品目録に掲載・公表され、「CPマーク」の使用が認められている窓サッシ、窓ガラス、玄関ドア、勝手口ドア、防犯シャッターの設置工事</p> <p>※防犯カメラ、センサーライトの取り付け工事は補助対象外</p> <p>※門扉やフェンス等の外構工事は補助対象外</p>

※上記以外で不明なものについてはお問合せください。